

第2次

柳井市子ども読書活動推進計画



【お話しサークル「ことこと」によるおはなしの会（柳井図書館）】

令和3年3月

柳井市教育委員会

柳井市子ども読書活動推進計画(第2次)目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 子ども読書の現状と課題

第2章 第一次計画における取組状況

- 1 地域(図書館・公民館)における取組
- 2 園・学校における取組
- 3 家庭における取組
- 4 地域(図書館・公民館など)と学校の連携
- 5 家庭と園・学校の連携

第3章 第2次計画の基本方針

- 1 家庭・地域・学校等が連携した取組の推進
- 2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実
- 3 子どもの読書活動を支える人材の育成
- 4 子どもの読書活動に関する周知・啓発

第4章 具体的な取組

- 1 家庭・地域・学校等が連携した取組の推進
- 2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実
- 3 子どもの読書活動を支える人材の育成
- 4 子どもの読書活動に関する周知・啓発

【資料編】

- ・子どもの読書活動に関するアンケート調査
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、そのための環境整備を社会全体で積極的に推進していくことは、たいへん重要です。

国では、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成30年4月に第4次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表しました。

県では、国の基本計画を踏まえ、子どもの読書活動を一層推進するために第4次の「山口県子ども読書活動推進計画」を平成31年3月に策定したところです。

本市では、平成18年3月に「柳井市子ども読書活動推進計画」(第1次)を策定し子どもが読書に親しむ環境づくりを目指して取り組んでまいりました。

平成27年11月に策定した、「柳井市教育振興基本計画」においては、基本方針を支える環境整備の中で、主な取組として、学校図書の実充で、「児童生徒の読書活動を進めるため、学校司書の配置や、学校図書館の蔵書の実充を図ります。」と掲げています。

このたび、第1次計画における取組の成果と課題を踏まえ、アンケート実施による本市の現状を把握した上で、更なる子どもの読書活動の推進を図るために、「第2次柳井市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づいて、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第4次)」及び山口県が策定した「山口県子ども読書推進計画 第4次計画」を踏まえ策定しました。

また、「柳井市教育振興基本計画」との整合を図り、柳井市における子どもの読書活動の推進に必要な施策に関する計画として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、柳井市教育振興基本計画との整合を図り、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化等により、計画の見直しを行う場合があります。

4 子ども読書の現状と課題

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が令和元年度に実施した「第65回学校読書

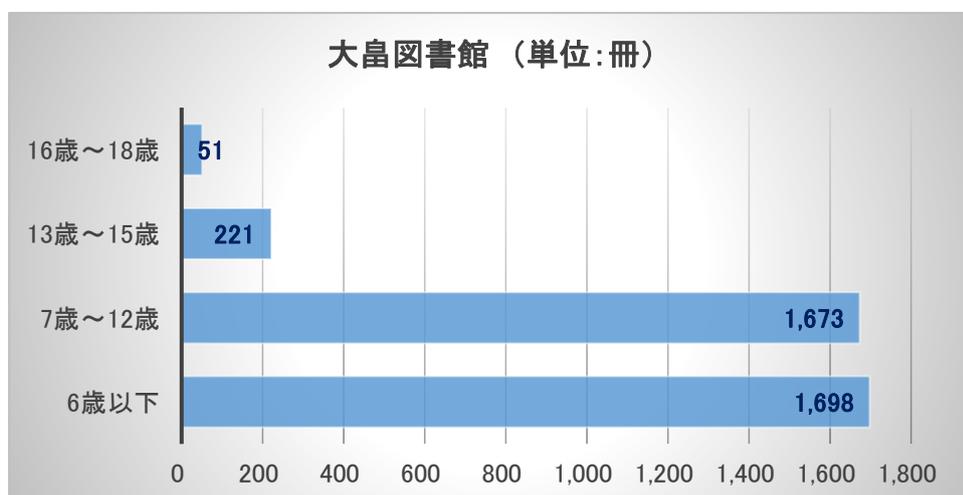
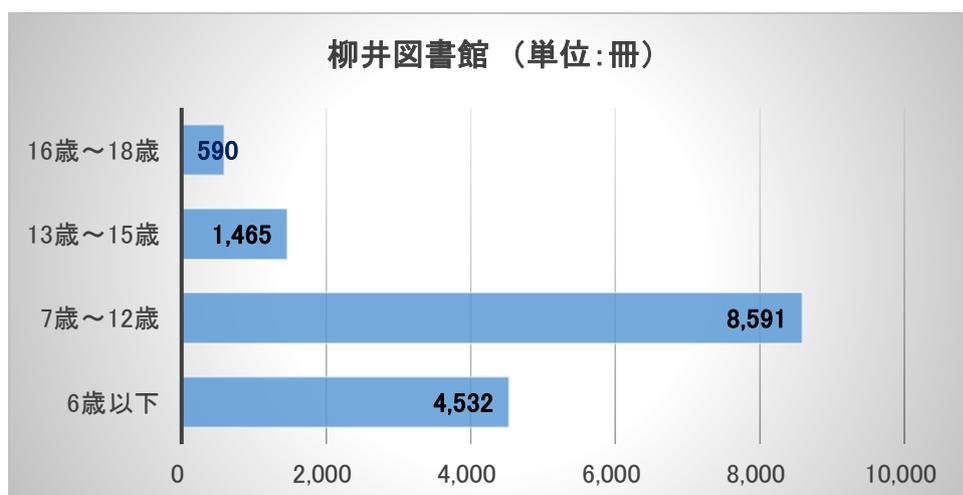
調査」の結果では、令和元年5月1か月間の平均読書冊数は、小学生で11.3冊（前年比+1.5冊）、中学生で4.7冊（前年比+0.4冊）、高校生で1.4冊（前年比+0.1冊）となり、全体的にわずかであるが増加がみられました。

また、不読者（5月1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒）の割合は、小学生で6.8%（前年比-1.3%）、中学生で12.5%（前年比-2.8%）、高校生で55.3%（前年比-0.5%）となり、全体的に減少しています。

柳井市立図書館が令和元年度に実施した、子どもの読書活動に関するアンケート調査の中では、「あなたは本を読むことが好きですか」という問いに、「好き」「どちらかといえば好き」と答えた割合は、小学生で89.4%、中学生で86.5%、高校生で67.8%となっており、読書に対する関心が高いという結果になっています。

一方、「市の図書館を利用していますか」という問いには、「ほとんど利用しない」「利用したことがない」と答えた割合は、小学生で54.0%、中学生で75.9%、高校生で75.8%となっており、市立図書館の整備や情報発信の充実が課題であるという結果になっています。

◆令和元年度 年代別貸出数



第2章 第1次計画における取組状況と課題

1 地域（図書館・公民館）における取組

地域の読書センターとしての役割を果たしています。子どもたちの読書生活の充実のための活動を行っていきます。

- (1) 幼稚園・保育所や学校などへの団体貸出を充実させて、本を活用しやすい環境を作る。
 - ・ 小田小学校・余田小学校・日積小学校・伊陸小学校・柳北小学校・柳東小学校に対して、適宜、本の貸し出しを行い、活用できる環境づくりに努めました。
- (2) 小学校入学時に図書カード登録用紙を配布して、図書館の利用を呼びかける。
 - ・ 登録用紙の配布は行っていませんが、柳井図書館及び大畠図書館において、読書通帳を作成し、両図書館の利用の拡大を図りました。
- (3) 読み聞かせなどの読書の講座を開催して、読書の楽しさを伝える活動を行う。また、そのための場を提供する。
 - ・ 柳井図書館では、年間5回、一方、大畠図書館では、年間12回、お話の会による読み聞かせを実施し、読書の楽しさを伝えました。
- (4) 図書館と公民館の連携により、子どもたちが最寄りの公民館でも本を読めるような体制を作る。
 - ・ 日積公民館、伊陸公民館へ、本の配送を月に1回程度行っており、阿月公民館へは、2か月に1回程度、本の配送を行うことで、公民館との連携を図り、公民館でも本の読める体制を構築しました。
- (5) 検索システムの活用など、本を探す方法を紹介する。
 - ・ 柳井図書館及び大畠図書館にそれぞれ、OPACを設置することにより、スムーズな検索が可能となりました。

【課題】

子ども読書活動の中心的役割を担う柳井図書館は、閲覧室が手狭な状況となっており、児童書コーナーのレイアウトや配架方法を工夫し、子どもたちが本を選びやすくなるような環境の整備や児童書の充実を図ることが課題となっています。

2 園・学校における取組

学校は、読書に親しむきっかけを作ったり読書活動を高めたりするための働きかけを行っていきます。

- (1) 朝の読書活動など、みんなで本を読む時間を作り読書に親しむ雰囲気作りにつとめる。
 - ・ 市内すべての小学校で、週1回～3回の朝の読書活動を実施しています。また、すべての中学校では、ほとんど毎日、朝の読書活動を実施しており、本に親しむ習慣が身に付いてきました。
- (2) 幼児期や小学校低学年期の読み聞かせを充実し、本に触れる機会を作る。
 - ・ 市内すべての幼稚園・保育所において、定期的に幼稚園教諭や保育士による本の読み聞かせを実施しており、幼少の頃から本に触れる機会を多く作ってきました。
- (3) 朝の読書活動で読んだ本を教師とともに紹介し合う読書交流の活動を行う。
 - ・ 市内の中学校において、立志の教育のつどいの時に、それぞれの学校を代表して本の紹介を（発表）するため、各中学校内でも、ビブリオバトル（書評合戦）を行い、読書の推進が図られるよう読書交流活動の場として、取り組んできました。
- (4) 教科の学習などで学校図書館の本を使って調べる学習を積極的に取り入れる。
 - ・ 各学校の司書教諭や学校司書を中心に、各教科等の年間指導計画や教員との情報交換をもとにして、授業内容と関連する本を紹介するようしてきました。
- (5) 自分にあった本を選ぶ学習を工夫する
 - ・ 小学校では、読書の時間に学校司書等によるブックトークを行って本の紹介をしており、様々な本への興味・関心が高まるようしてきました。中学校では、自分の心に残った本について書いたり発表したりして紹介し合う場を設定してきました。

【課題】

様々な教育活動と関連させて読書活動を設定することによって、より一層読書に親しむきっかけをつくっていくことが課題です。

3 家庭における取組

家庭での読書活動が充実するよう、様々な機会を捉えて機運を高めていきたいものです。

(1) ブックスタート（幼児期の本との出会い）に、ふさわしい本を選ぶ機会をもち、家庭内での読み聞かせをしましょう。

- ・ 市社会福祉協議会において、共同募金を活用して、1歳6か月児健診時において、ブックスタート事業を展開しました。

(2) 子どもの読んでいる本に注目して、いっしょに本を読みましょう。

- ・ 幼稚園・保育所では、絵本等の貸し出しを積極的に行い、家庭での読み聞かせを推進しました。

(3) 園や学校、図書館の発信する情報を使って、良い本に触れる機会を増やしましょう。

3歳児健診、5歳児健診、幼稚園・保育所における、子どもの読書に関する情報を取り入れましょう。

- ・ 市内の幼稚園・保育所において、家庭へ図書の貸し出しや、絵本等の紹介をしたり、本の読み聞かせの実施や、おたよりを通じて情報提供を行いました。

【課題】

幼稚園・保育所、学校、図書館が連携し、読書の大切さを伝えるための取組や情報発信が課題です。

4 地域（図書館・公民館など）と学校の連携

園・学校における読書活動を補完する役割としての図書館の機能を高めていきます。

(1) 授業に合ったテーマに応じて、図書館は学校への団体貸出を進める。園や学校は、この制度を積極的に活用する。

- ・ 市内小中学校に、団体登録をしていただき、学校への団体貸し出しを積極的に実施しました。

(2) 図書館等が、読書感想文（画）などの発表の場を提供し、広く紹介すること

で、読書活動への機運を高める。

- ・ 毎年、柳井まつりの日（11月23日）に秋の県読書感想文・画コンクールにおいて優良とされた作品を柳井図書館2階視聴覚室に展示しました。（H30:画89点、文18点）

(3) 図書館の役割や利用について、学校での出前授業を行う。

- ・ 学校での出前授業は行っていませんが、子どもたちが図書館の仕事を体験することによって、図書館をより身近なものとして感じ、本に親しんでもらうことを目的に、小学校4年生から6年生を対象とした「1日図書館員」の取組を実施しました。

【課題】

図書館の機能を強化するためには、柳井図書館の施設整備や、図書館職員の体制の強化、図書購入費の充実等が課題と考えられます。

5 家庭と園・学校の連携

子どもが園や学校での読書体験を家庭に持ち込んだり、保護者が読書に関する情報を得たりできるような取組を進めます。

(1) 参観日等において園や学校図書館の本を保護者に貸し出す機会を設定する。

- ・ 保育所・保育園では、入園式や参観日等の行事の時や、送迎時の時に、保護者に本の貸し出しを積極的にPRして進めることができました。

(2) ボランティアを活用した園・学校での読み聞かせ活動を行う。

- ・ 小学校においては、学校司書、地域のボランティア及び保護者のボランティアを活用して、週1回から月数回など、回数は、学校によりまちまちではあるが、読み聞かせを実施しました。
- ・ 保育所・保育園においては、一部ではあるが、ボランティアによる読み聞かせを実施しました。

(3) 子どもに読んで欲しい本を、園・学校と保護者の協力のもとに選定して、読書を勧める。

- ・ 保育所・保育園では、おたより等でお勧めしたい絵本等の紹介を行いました。
- ・ 小学校では学校や学年により、取組は異なっていますが、それぞれ工夫してお勧めの本を紹介しました。

(4) 読書時間の確保を検討する。

- ・ 市内の小中学校においては、朝の読書を必須で行うことにより、読書時間を確保することができました。

【課題】

- ・ 家庭での読書時間を確保することが課題です。

6 地域（図書館・公民館など）と家庭の連携

図書館や公民館を、保護者が読書に関する情報を得られる場として充実するような場を設け、保護者や子どもの利用促進を進めます。

(1) 図書館において、子どもの発達に合わせたコーナーを設けて、それぞれの年齢にあった本の情報を発信する。

- ① 赤ちゃん絵本コーナー（乳児期～幼児期にふさわしい本のコーナー設置）
 - ・ 赤ちゃんコーナーを設置しました。（開架 477 冊）
- ② ヤングアダルトコーナー（中・高校生にふさわしい本のコーナー設置）
 - ・ ヤングアダルトコーナーを設置しました。（開架 465 冊）

【課題】

図書館や公民館において、保護者や子どもの利用促進を進めていくためには、現在の柳井図書館は、閲覧室や子どもの読み聞かせのスペースが狭いことや、図書館に隣接した駐車場がなく道路を横断しなければいけないなど、多くの課題があります。



【柳井図書館 1 階閲覧室の様子】

第3章 第2次計画の基本方針

柳井市教育振興基本計画の教育目標である「愛・夢・志をはぐくむ教育」の推進に向け、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となるものです。

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

第2次計画では、これまでの計画の基本方針を踏まえつつ、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、積極的にその環境づくりを推進します。

1 家庭・地域・学校等が連携した取組の推進

社会全体での子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、家庭、地域、学校が連携した体制の整備に努めます。

2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

子どもが読書に親しむ機会を提供するため、市立図書館や学校図書館等における施設、設備、その他諸条件の整備・充実に努めます。

3 子どもの読書活動を支える人材の育成

子どもの読書活動を支える人材の確保や資質の向上及び育成に努めるとともに、ネットワークの構築を図ります。

4 子どもの読書活動に関する周知・啓発

子どもの読書活動の重要性について理解が深まるよう、イベントや講座をはじめ、様々な広報媒体を活用し、普及啓発するよう努めます。



【図書館でボランティア活動をする会によるお話の会（柳井図書館）】

第4章 具体的な取組

1 家庭・地域・学校等が連携した取組の推進

(1) 家庭における取組

- ・ 家庭において読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけをつくります。
- ・ 家族みんなで読書をすることによって家族のコミュニケーションを深めることを目的とした、家読（家庭読書）の取組を進めます。
- ・ ブックスタート（幼児期の本との出会い）の取組や、図書館等が発信する情報を使って、良い本に触れる機会を増やします。

(2) 地域における取組

①市立図書館

- ・ 市立図書館から遠距離に居住する子どもの読書活動の推進のため、学校図書館や公民館などへの団体貸し出しを充実させます。
- ・ お話の会などの定期的な開催による読書に親しむ会の提供や、読書の楽しさを伝えるイベントなどの充実を図ります。
- ・ 学校図書館と連携し、児童図書 of 計画的な整備や子ども読書関連資料の充実を図ります。

②公民館等

- ・ 子育てサークルや放課後児童クラブ、放課後子ども教室において、イベント等の情報提供や読み聞かせ等の読書活動が推進されるよう促します。
- ・ 公民館等の図書コーナーにおける児童図書の充実を図ります。
- ・ 公民館などの地域に開放された施設において、読書に関する情報提供や、読み聞かせなどの読書活動が推進されるよう促します。

(3) 学校等における取組

①幼稚園や保育園等

- ・ 絵本の読み聞かせ等を通じて、子どもが読書の楽しさと出会うきっかけづくりができるよう促します。
- ・ 子どもたちが落ち着いて図書に触れることができるようなスペースの確保に努めます。

②小・中学校や高等学校

- ・ 子どもが自由に読書を親しみ、読書の幅を広げていくことができるよう発達の段階に合わせた適切な支援を行います。
- ・ 自主的、対話的な読書活動を推進するため、児童生徒が中心となった「ブ

ックトーク」や、読書の記録と感想を貯蓄する「読書ノート」等の取組を推進します。

- ・ 本に親しむ習慣を身に付けるため、朝の読書活動を引き続き実施します。

2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

(1) 市立図書館の整備・充実

①子ども図書エリアの充実

- ・ 読み聞かせや保護者同士の交流の場として「お話の部屋」の充実を図ります。
- ・ 絵本コーナーを設け、保護者が読み聞かせのできる閲覧スペースの充実を図ります。
- ・ 小学生以下が学習できる部屋の充実を図ります。

②ティーン図書エリアの充実

- ・ 少人数で話し合いながら学習ができるスペースの充実を図ります。
- ・ 中学生以上の自主学習ができるスペースの充実を図ります。

(2) 学校図書館の整備・充実

- ・ 学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う学校司書の、更なる配置拡充を図ります。
- ・ 団体貸出の活用等、市立図書館との連携による図書資料等の整備・充実を図ります。

3 子どもの読書活動を支える人材の育成

(1) 市立図書館における司書の配置と資質の向上

- ・ 子どもの読書活動を支える司書の役割が重要であることから、司書の適切な配置に努めます。
- ・ 研修等を通じて司書の資質の向上を図り、子どもの読書活動の充実に取り組むよう促します。

(2) 学校図書館における司書教諭及び司書の配置と資質の向上

- ・ 学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動や学習活動を支援するため、司書教諭及び学校司書の配置拡大に努めます。
- ・ 児童生徒にとって親しみやすく利用しやすい学校図書館づくりを推進するため、司書教諭及び学校司書のための研修を実施し資質の向上を図ります。

(3) ボランティア団体等の育成・支援

- ・ ボランティア団体等との連携強化のため、定期的に情報交換を実施するとともに、団体同士のネットワーク化や活動の場を広げるための支援を行います。
- ・ 市立図書館において、読書ボランティア団体や中学生・高校生ボランティア等を対象とした研修を実施します。

4 子どもの読書活動に関する周知・啓発

(1) ホームページ等による情報発信の充実

- ・ ホームページや広報誌等によりお勧め本の紹介や行事案内を行い、情報発信の充実を図ります。
- ・ 子どもや保護者に適切な情報を発信するために、ホームページのリニューアルを検討します。

(2) 普及啓発活動

- ・ 読書や市立図書館への関心を深めるきっかけとして、小学生の図書館見学や職場体験の受け入れを実施します。
- ・ 保護者に対する読書活動の重要性を啓発するための読み聞かせの実施や、イベント等を実施します。



【読み聞かせボランティア「たまたまばこ」によるお話の会（大島図書館）】

【資料編】

子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

1 調査の目的

「柳井市子ども読書活動推進計画」の第二次の策定にあたり、子どもの読書状況を把握するため

2 調査対象

対象者		配布数（人）	回収数（人）	回収率（％）
保育園・幼稚園 （保護者）	13園	182	170	93.4
小学生	11校	261	255	97.7
中学生	4校	238	215	90.3
高校生	3校	366	357	97.5
合計		1,047	997	95.2

3 実施期間

調査票の配布：令和元年10月1日

調査票の回収：令和元年10月18日

4 調査結果

（1）保育園・幼稚園

問1 お子さんは普段、本と接する機会がありますか。



問2 【問1】で「ア ある」と答えた方にお尋ねします。

（複数回答可）お子さんはどのように本と接していますか。



問3 【問2】で「ア 読み聞かせをしている」と答えた方にお尋ねします。
読み聞かせはどのくらいしていますか。



問4 【問2】で「ア 読み聞かせをしている」と答えた方にお尋ねします。
家庭で読み聞かせをしているのは、主にどなたですか。



問5 読み聞かせの本は、どのように選びますか。(複数回答可)



問6 よく読み聞かせをする本、または、お子さんが気に入っている本のタイトルを
記入してください。(別紙)

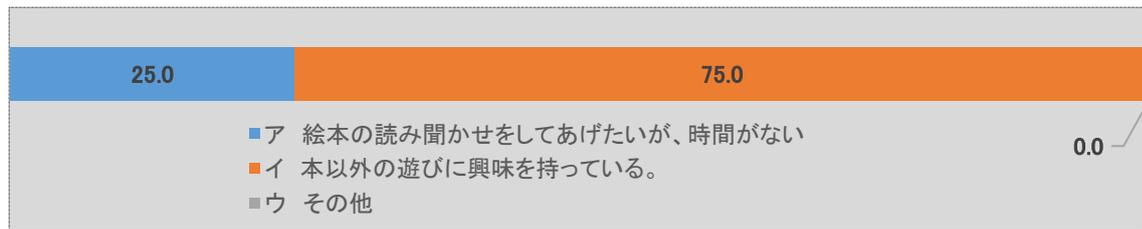
問7 お子さんと一緒に市立図書館を利用することがありますか。



問8 市立図書館をどのくらい利用しますか。

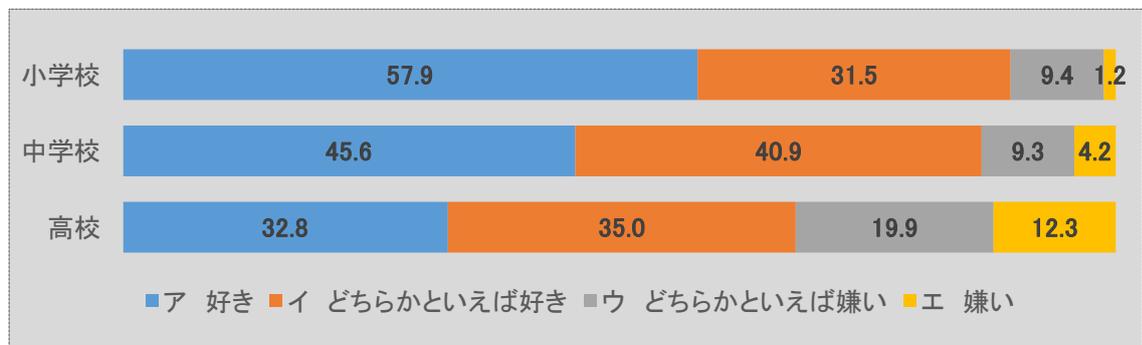


問9 問1で「イ ない」と答えた方へ
 お子さんが本と接する機会がないのは、なぜですか。

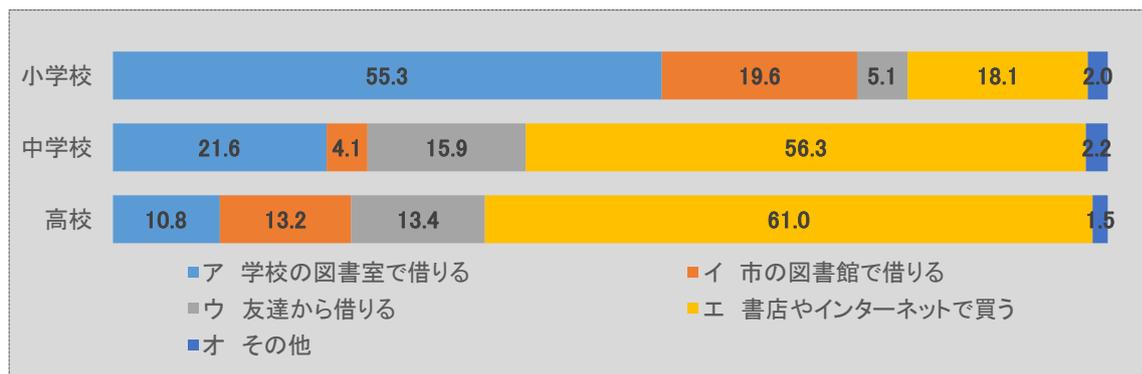


(2) 小学校・中学校・高等学校

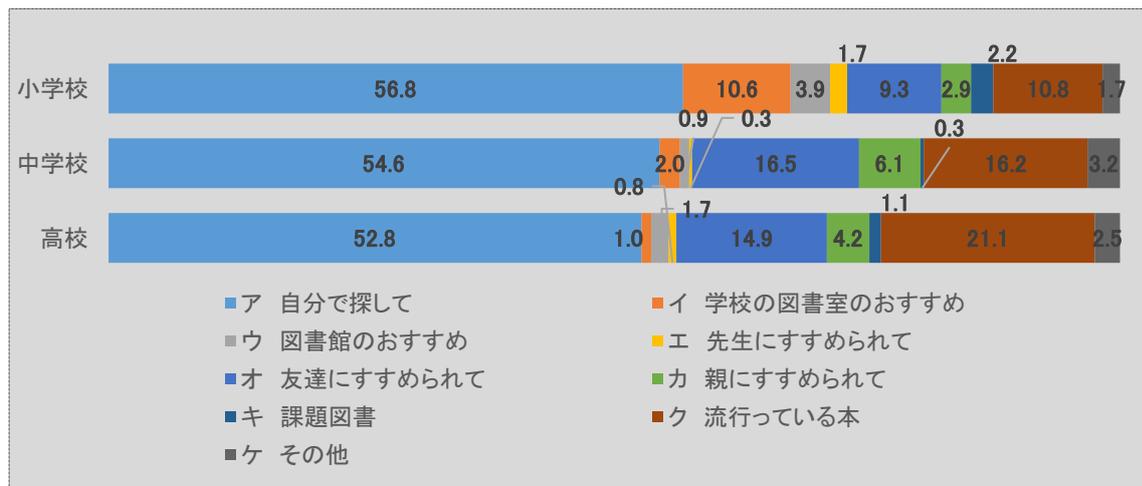
問1 あなたは、本を読むことが好きですか。



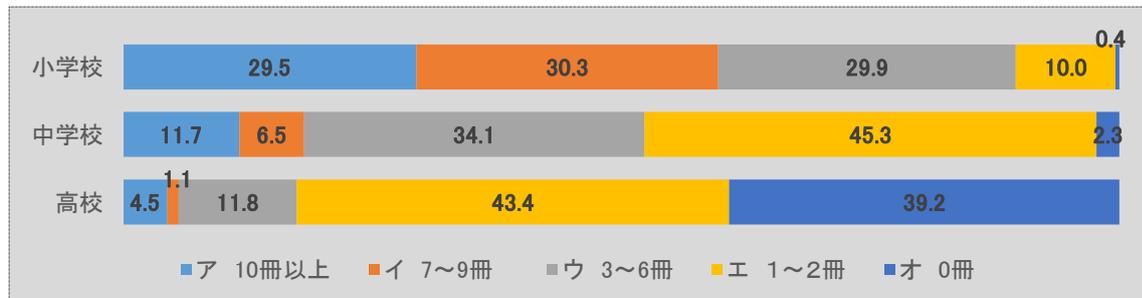
問2 あなたは読みたいと思う本をどのようにして手に入れていますか。(2つまで
 選んでください)



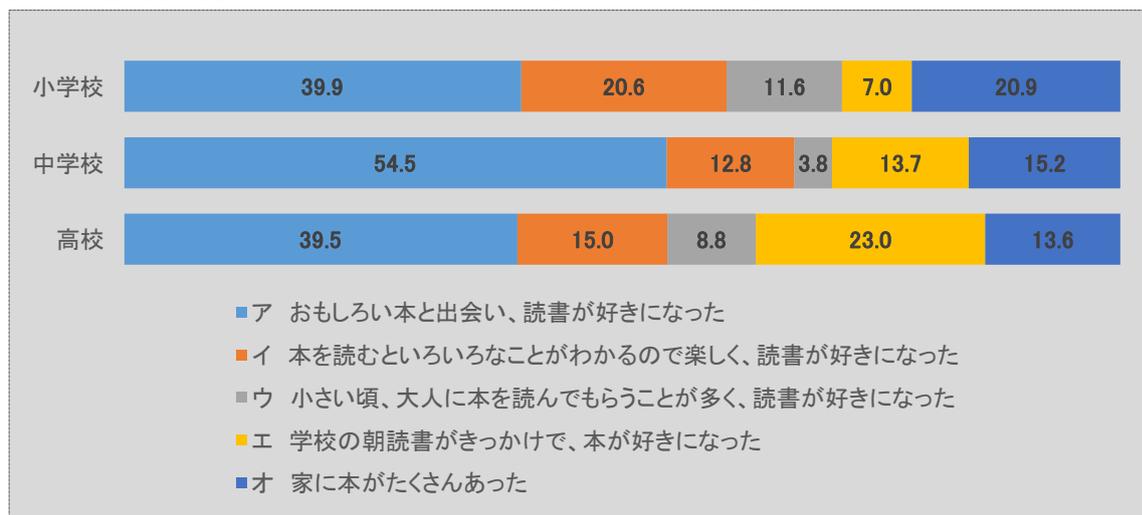
問3 あなたが読む本は、どのようにして選んでいますか。(2つまで選んでください)



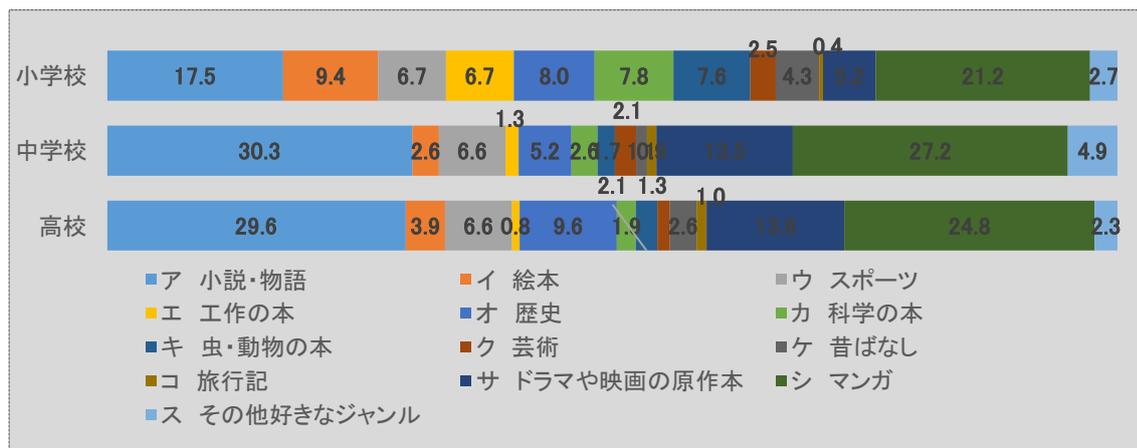
問4 1か月で何冊くらいの本を読みましたか。



問5 読書が好きになったきっかけは何だと思いますか

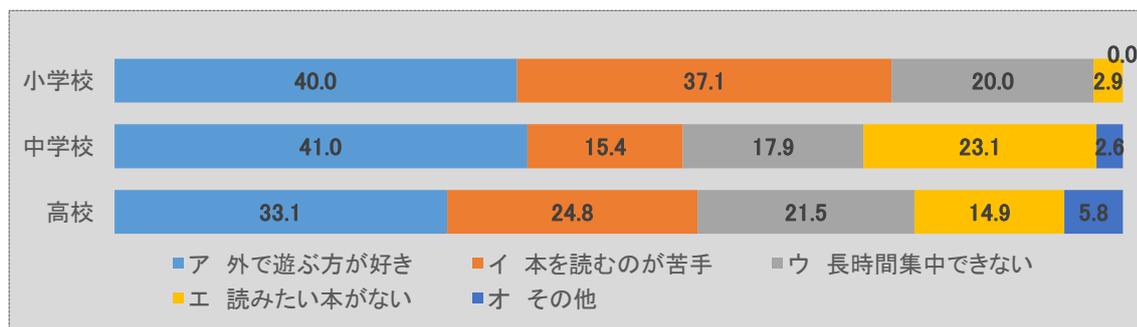


問6 どんな種類の本が好きですか。(いくつでも可)

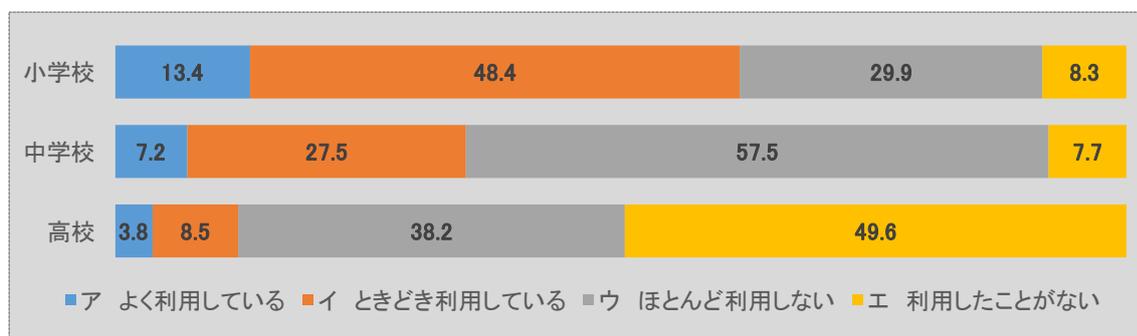


問7 好きな本のタイトルは何ですか。(別紙)

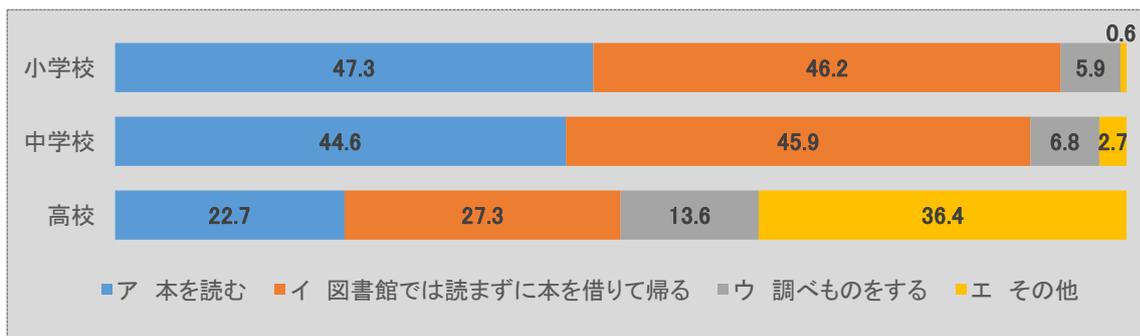
問8 問1で「ウ どちらかといえば嫌い」「エ 嫌い」と答えた方へ読書が好きではない理由は何だと思いますか。



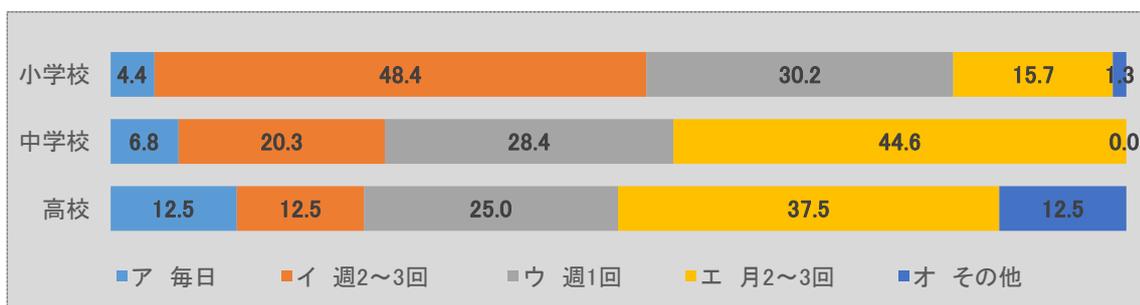
問9 授業以外の休み時間や放課後など、学校の図書室を利用していますか。



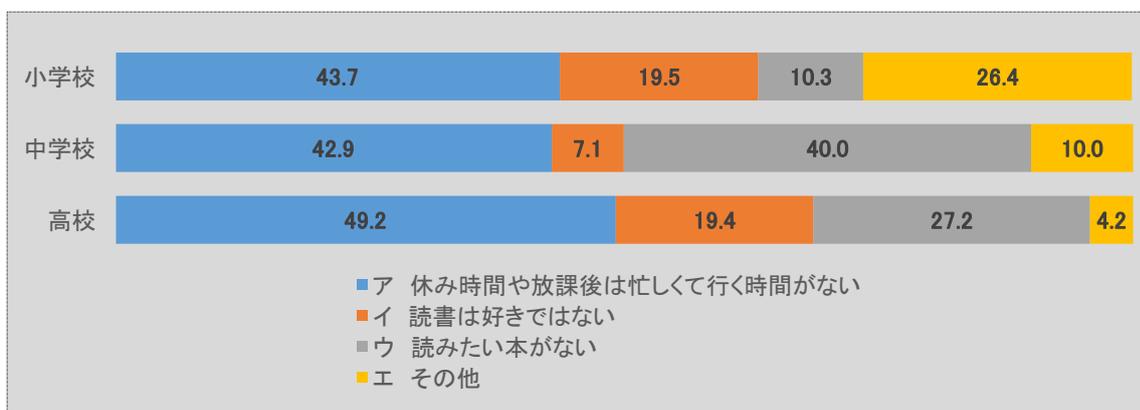
問10 問9で「ア よく利用している」「イ ときどき利用している」と答えた方へ学校の図書室をどのように利用していますか。



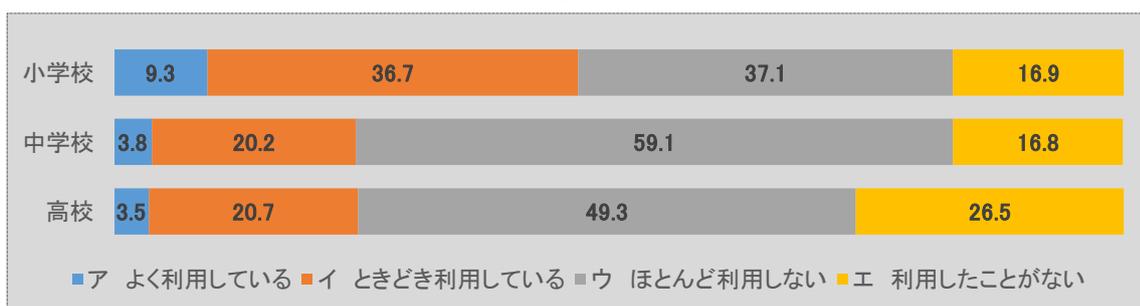
問 11 問 9 で「ア よく利用している」「イ ときどき利用している」と答えた方へ
学校の図書室をどのくらい利用していますか。



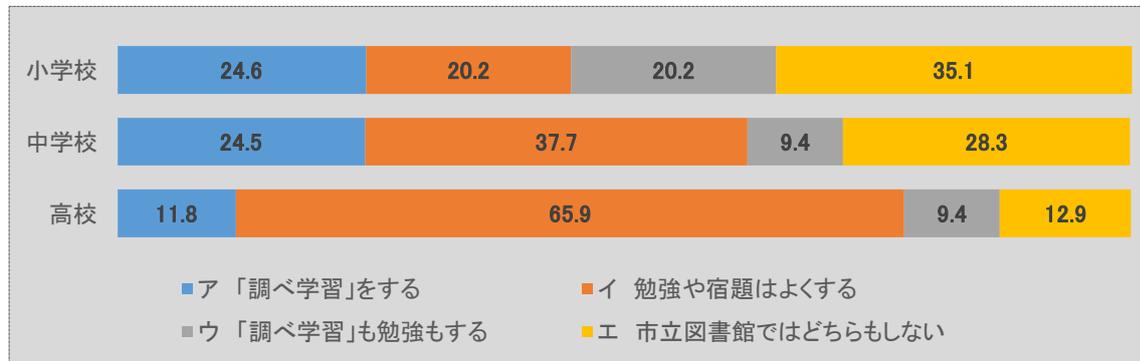
問 12 問 11 問 9 で「ウ ほとんど利用しない」「エ 利用したことがない」と答えた方へ
学校の図書室を利用しないのはなぜですか。



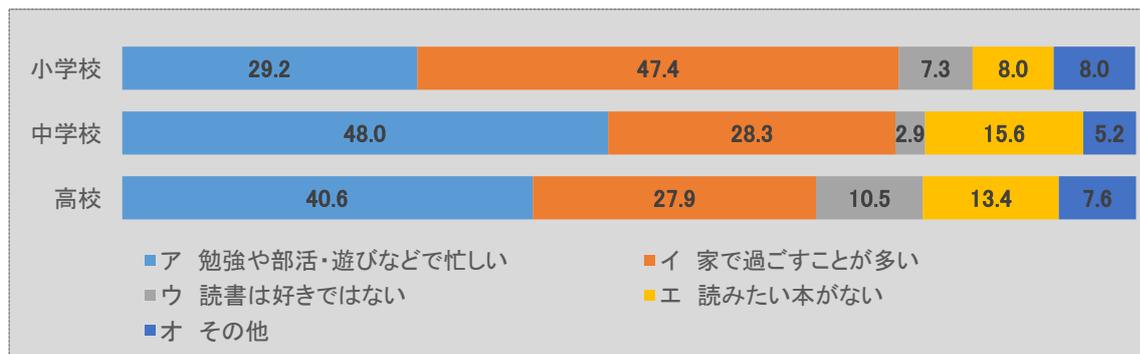
問 13 市の図書館を利用していますか。



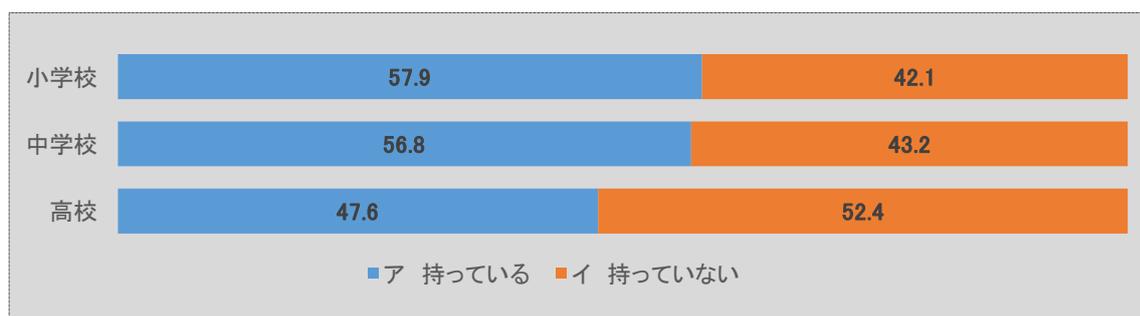
問 14 問 13 で「ア よく利用している」「イ ときどき利用している」と答えた方へ市立図書館で、「調べ学習」（学校で出された課題の調べもの）や、勉強をすることはありますか。



問 15 問 13 で「ウ ほとんど利用しない」「エ 利用したことがない」と答えた方へ市立図書館に行かない理由は何ですか。



問 16 市立図書館の利用カードを持っていますか。



【5人以上が記載した好きな本リスト】

保育園・幼稚園	小学校	中学校	高等学校
100かいだてシリーズ	おしりたんてい	ONE PIECE ワンピース	NARUTO ナルト
おしりたんてい	おばけずかん	Re:ゼロから始める異世界生活	ONE PIECE ワンピース
おばけずかん	おばけのアッチ	かがみの孤城	永遠の0
ぐりとぐら	オンライン	君の隣臓をたべたい	鬼滅の刃
ノラネコぐんだん	かいけつゾロリ	君は月夜に光り輝く	君の隣臓をたべたい
バムとケロシリーズ	コロコロコミック	天気の子	君は月夜に光り輝く
わにわにシリーズ	算数王	余命 10 年	進撃の巨人
	実験対決		ダイヤのA
	戦国ベースボール		図書館戦争
	サバイバル		七つの大罪
	ざんねんないきもの事典		ハイキュー！！
	ジュニア空想科学読本		星の王子さま
	ちゃお		
	都市伝説		
	ドラえもん		
	日本史探偵コナン		
	日本の歴史		
	ひみつシリーズ		
	ふしぎ駄菓子屋銭天堂		
	ヘレン・ケラー		
	ほねほねザウルス		
	マジック・ツリーハウス		
	名探偵コナン		

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。